

令和8年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：令和8年6月3日（水）

午後2時から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

1 開会

（司会）

本日はお忙しい中、そして足元の大変悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は宮城県民間非営利活動促進委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和8年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日は、11名の委員の皆様にご出席いただいております。なお、五十嵐委員につきましてはオンラインでの御参加となります。また、小野委員につきましては所用のため本日欠席という御連絡をいただいております。本委員会の運営要綱第4条に規定する委員の半数以上が出席しておりますことから、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本委員会につきましては公開することとされております。傍聴に当たっては、受付にお渡ししました傍聴要領の記載事項を守っていただくよう、傍聴の方々につきましてはよろしくお願い申し上げます。本委員会の議事録につきましては後日皆様に内容を確認していただき公開することとしておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、御発言につきましてはマイクを使用して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和8年4月の人事異動で新たに環境生活部に参りました県の職員を最初に御紹介させていただきます。まず今年度着任しました環境生活部長の石川佳洋につきましては、本日、他の公務のため欠席させていただいております。次に、環境生活部副部長の佐藤孝夫でございます。

（佐藤副部長）

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会）

それでは、開会に当たりまして宮城県環境生活部副部長の佐藤より御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（佐藤副部長）

本日もお忙しいところ、またあいにくの雨の中、委員会に御出席賜りまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本県の民間非営利活動促進施策に御理解と御協力賜っておりまして、改めて感謝申し上げます。

第6次の宮城県民間非営利活動促進基本計画の策定に当たりましては、当委員会におきまして活発に御議論いただきました。本当にありがとうございました。おかげさまで、今年4月から第6次計画の期間がスタートしたところでございます。県といたしましても本計画に基づきまして各種施策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

また、令和10年度の開館を目指しております県民会館とNPOプラザの複合施設につきましては、昨年の7月に着工いたしまして、現在は基礎工事を行っております。今後も複合施設開館に向けた機運醸成を含めた準備を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御理解御支援賜りますようよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますが、議事を3件ほど予定しております。まず宮城県民間非営利活動促進施策の実施状況につきましては主に昨年度までの施策の実施状況、次に宮城県立劇場条例につきましては、令和8年2月議会で可決されました条例の概要を、最後に、行政とNPOの協働マニュアルにつきましてはその改訂の方向性について、それぞれ皆様に御説明させていただきます。

限られた時間とはなりますが、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様、及び事務局職員の紹介につきましては、大変恐れ入りますが、出席者名簿の配布に代えさせていただきたいと思っておりますので御了承をお願いいたします。ここで、副部長の佐藤につきましては公務の都合により退席させていただきます。

次に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第、出席者名簿、それから次第の下に記載の、資料1から資料5までとなっております。

それでは、次第3 議事に入らせていただきます。委員会運営要領第4条により、会長が議長となりますので、ここからの議事の進行につきましては高浦会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(高浦会長)

高浦でございます。本年度第1回目ということで、改めて今日、顔合わせで再度出発という感じになりますが、足元の悪い中お集まりいただき、またオンラインで御参加の五十嵐委員におかれましても参加いただいて、積極的な御意見をお待ちいたしたく思います。

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事の1つ目、2、3とございますが、今日は若い世代の傍聴の方もいらっしゃいますので、県のNPO支援策のこれまでとこれから、特に新複合施設における新しい拠点づくりということもございますので、いろんな御意見を皆さんからお伺いし、また傍聴の方のコメントなんかも、会が終わった後にお伺いできれば嬉しいなと思っております。

では、まず1つ目、宮城県民間非営利活動促進施策の実施状況について事務局から御説明をお願いいたします。

(川部課長)

事務局の川部でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。それでは、宮城県民間非営利活動促進施策の実施状況について御説明をさせていただきます。資料1の概要版に記載の順番で御説明をさせていただきますして、資料2を参考として御確認をいただくような形で進めさせていただければと思います。

まず始めに、資料1の1、特定非営利活動促進法施策関連事務についてでございますが、資料2の1ページを併せて御覧いただければと思います。令和7年度末のNPO法人数は、表の下から2番目の行になりますが、県の所轄が389法人、仙台市の所轄が369法人、合計で758法人となっております。このページ、1ページの下に※印で、令和6年度からの増減内訳を記載させていただいております。県所轄分につきましては、権限移譲を行っております栗原市、大崎市、登米市分を含めまして、令和7年度設立が5法人、解散が18法人ございまして、仙台市から県への所轄庁変更が3法人ございましたので、令和6年度からの増減は10法人の減となっております。詳細は資料2の2ページに記載してございますので御確認をいただければと思います。具体的な法人名を記載させていただいております。

次に、資料2の3ページを御覧ください。認定NPO法人につきましては、表に記載しておりますが、今年4月末現在で、県の所轄が12法人、仙台市の所轄が20法人、合計32法人となっております。県所轄分につきましては、認定法人一覧を記載してございます。令和7年度は、上から2番目の「ハートフル福祉募金」について期間更新の認定を行い、一番下の「放課後こどもクラブ Bremen」の新規認定を2月5日に行いました。

資料4ページから6ページにつきましては、NPO法人の活動分野別法人数、圏域及び市町村別法人数、県内の公益法人・一般社団法人数を記載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、資料1の2番目、宮城県民間非営利活動プラザ事業についてでございます。「みやぎNPOプラザ」の管理運営につきましては、特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるへの指定管理業務委託にて実施しているところでございます。今年度につきましては、指定管理期間であります5年間のうちの最終年度となっております。資料2の7ページを御覧ください。横の資料になっております。ちょっと細かくて恐縮ですが、施設利用者数につきましては、表の一番下に記載のとおり、42,476人となっております。前年度から約5,700人の減となっております。その内訳といたしましては、主に情報収集等での利用や、会議室や作業室、事務ブースの利用者が減少しているというところでございます。会議室の利用人数の減につきましては、大人数で利用していた団体が他の施設へ移ったことなどが要因として挙げられますが、一方で件数ベースでは好調でございまして、前年度比でおよそ100件、約8%の増となっております。今年度も昨年度と同様、みやぎNPOプラザではNPOに関する様々な相談に対応するとともに、研修や各種講座の開催、みやぎNPO情報ネットや機関誌等による情報発信などを実施してまいりたいと考えております。

続いて資料1に戻りまして、3の宮城県民間非営利活動促進委員会運営についてでございます。令和7年度は、計画の策定などございましたので、促進委員会を4回、あとは拠点部会を2回開催いたしました。今年度は促進委員会を本日含めまして2回、拠点部会を2回開催する予定となっております。

続いて、この資料1の4番目、県有遊休施設等の有効活用によるNPOの拠点づくり事業についてでございます。県ではNPOの活動拠点といたしまして、県の遊休施設の貸し付けを行ってございます。こちらは資料2の8ページから10ページになりますが、貸し付け可能施設を掲載させていただいております。現在、仙台市に2つの施設、岩沼市、山元町、白石市に1施設ずつの計5施設ございまして、このうち2つの施設について令和6年度に更新及び再契約を行いまして、5施設すべて貸付を行っている状況でございます。なお、仙台市青葉区上愛子にございます拠点4号施設につきましては、現在、障害者の自立支援事業を行っておりますNPO法人シャロームの会に貸付を行っておりますが、貸付期間が令和8年6月末で満了となりますことから、昨年度中に借受け団体の公募を行いまして、同団体が継続して借受け候補団体に選定されたところでございます。

続いて、資料1の5番目、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業についてでございます。こちらは内閣府の交付金を活用して実施していたものでございまして、NPO等が行う復興・被災者支援の取り組みに対する補助事業と、復興被災者支援に取り組むNPOなどの絆力強化に資する委託事業を実施しておりました。詳細につきましては資料2の11ページから12ページになります。こちらに令和7年度の補助実績と委託実績の一覧を記載しております。補助事業につきましては、6団体に2,177万8,000円の助成を行いました。また委託事業につきましては、県内3圏域でNPOと支援団体等の交流会開催を行うネットワーク構築事業等を実施いたしました。国の交付金事業の終了に伴いまして、本事業も令和7年度をもって終了となりましたため、今年度の予算措置はございません。

続いて、資料1に戻りまして裏面の、6 NPO等による心の復興支援事業についてでございますが、こちらは復興庁の交付金を活用して実施していたものでございまして、NPO等が行う心の復興事業に対する補助事業となっております。こちらは資料2の13ページ以降になりますが、令和7年度の補助実績の一覧を記載しております。資料2の13ページ以降でございます。あわせまして44団体に5,517万円の助成を行ってございます。当該事業につきましても、国の交付金事業の終了に伴いまして、令和7年度をもって終了となりましたため、今年度の予算措置はございません。

各NPO団体への周知につきましては、絆力事業、心の復興事業のいずれにおきましても、令和6年度以降、補助金申請時のヒアリングや現地調査等の機会におきまして、令和7年度で終了予定である旨をお伝えしてまいりました。一定程度の御理解をいただいているものと考えてございます。

続きまして、資料1の7の、NPO活動推進事業についてでございます。資料2の18ページを併せて御覧ください。こちらには令和7年度の実績を記載しておりますが、今年度につきましては一部拡充して実施する予定としております。

はじめに、1のNPO支援施設等フォローアップ事業でございますが、資料2、18ページ

に記載のとおり、みやぎ NPO プラザの指定管理者に委託して実施しているものでございまして、事業の内容につきましては、中段の箱囲み部分にございますとおり、①の活動支援、②の協働事業の実施、③の人材育成研修を行うものでございます。①の活動支援につきましては、令和 7 年度は 12 の NPO 支援施設に加えまして、富谷市、利府町、女川町、川崎町へ訪問支援を行っております。今年度は 12 の NPO 支援施設と 10 の市町村へ訪問支援を行う予定としております。その下、②の協働事業につきましては、訪問支援を行った施設及び市町村と、みやぎ NPO プラザが協働して、NPO 向けの講座や相談会等を行うものでございます。みやぎ NPO プラザのノウハウを活用し企画力等の向上を図ることを目的としており、令和 7 年度は下段の表に記載しております 5 事業を実施したところでございます。一番下の③の人材育成研修につきましては、NPO 支援施設や市町村職員を対象に 1 泊 2 日で県の公務研修所にて実施しております。NPO 支援を行う方々の支援力向上を図るほか、交流を深める機会にもなっておりまして、今年度も開催を予定してございます。

次に、資料 2 の 19 ページを御覧ください。次のページを御覧ください。上段になりますが、2 の宮城県 NPO ネットワーク構築事業につきまして、これまで「絆力を活かした震災復興支援事業」の委託事業で実施しておりました交流会の開催を、県単独事業としても実施したものでございます。令和 7 年度は 3 箇所で開催いたしました。絆力事業と合わせますと県内計 6 箇所での実施となりました。

次に、資料中段になりますが、3 のみやぎプロボノチャレンジ事業につきましては、令和 7 年度から新規に実施した事業でございまして、事業の目的にもありますとおり NPO と専門的知識やスキルを持つ人材とのマッチング支援等を行うものでございます。実績といたしましては、モデル事業といたしまして、金融及び IT の専門知識を持つプロボノワーカーと 2 つの団体のマッチング及び伴走支援を実施いたしました。

最後に、本資料の下段になりますが、4 プロボノ普及啓発セミナーについてでございますが、令和 7 年度は 3 月 12 日に普及啓発セミナーを実施いたしました。先ほどのみやぎプロボノのチャレンジ事業で、実際にプロボノの受け入れを行った団体とプロボノ支援を行った方にお話を伺いましてプロボノの理解を深めていただいたところでございます。なお令和 8 年度につきましては、これに加えまして行政と NPO の協働マニュアルの改訂を行う予定でございますが、こちらにつきましては議事 3 で改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、資料 1 に戻りまして、裏面の 8 NPO 推進事業発注ガイドラインに基づく NPO 推進事業についてでございますが、県事業の NPO への業務委託を促進するもので、業務先を NPO に限定して事業を実施しているものでございます。令和 7 年度は 5 課の 8 事業を実施しております。詳細につきましては、資料 2 の 20 ページに実績を記載させていただいております。議事 1 についての説明は以上でございます。

（高浦会長）

川部課長、ありがとうございました。この議事 1 つ目について、皆様から御意見頂戴したいと思っておりますが、まず具体的な議論に入る前のところで、情報共有をこの会議ででき

ればと、また補足説明を事務局の皆さんから頂戴できればと思っているのですが、それとい
いますのも、やはり国からの内閣府また復興庁からの震災復興の交付金が降りてこなくな
り、令和7年度で絆事業、それから心の復興事業といったものが相次いで打ち切りというよ
うな事態になっておりますが、これに代わる代替的な、県の復興支援関連の部局でお取り組
みいただいているような予算措置がありましたら是非情報提供いただければと思いますが、
いかがでしょうか。

（川部課長）

ありがとうございます。今お話しいただきました絆力と心の復興事業につきましては、御
案内の通り平成28年度から約10年間、県のほうで支援という形で取り組みをさせていただ
いてまいりました。絆力につきましてはこれまで延べ128団体に助成を行っておりまして、
心の復興事業につきましては延べ285団体に助成を行ったところでございます。

先ほど御説明しましたとおり、国の支援がなくなったというところで、こちらの2つの事
業は令和7年度で終了という形にはなったのですが、元々この事業に加えまして、伝承課の
方でひとつ同じような建付けの事業で県の復興基金などを活用して、この事業よりも早く、
平成25年ぐらいから走っていた事業がありまして、実質的には3本の事業を走らせながら
NPOの支援というものに取り組んでまいりました。

今、お話ししたとおり国の支援が昨年度でなくなりましたので、伝承課の事業もどうする
かという議論はあったのですが、やはりまだまだ15年経ったとはいえ復興の途上にあると
いうところもございますので、そちらの伝承課の補助金につきましては、我々もよく伝承課
と話しましてなんとか残す方向で昨年度一年かけまして調整を行ってきたところでござい
まして、今年度につきましては、その伝承課の事業が、予算的には約4,000万円になりますけ
ども、そちらの予算の枠で申請の募集を行いまして、ちょうど今週、審査会を行いまして、
予算の範囲内というかたちになりますけれども、採択団体を今後選定していくという段取り
で今進めている状況でございます。

（高浦会長）

ありがとうございます。4,000万円となりますと、金額の規模としては、心の復興が
6,300万ぐらい、絆力が2,500万ぐらいということでありますので、両方の事業と比較する
と半分程度になりますかね。これまで交付金事業で活動されてらっしゃった県内のNPO団
体さんにとっては、事業継続等の困難な状況に直面していらっしゃるだろうと思われま
すけれども、引き続きさらに予算措置を講じていただきながら、是非県内のNPO支援につ
ないでいていただければなと思っております。

この点も含めまして全体、非常に多岐にわたる県の支援施策、1年間の振り返りと御議論
いただければと思っております。資料1、2は事前のレクをいただいたときから、さらに情
報を追記いただいて、実績額と予算額を、今年度当初の予算額ではありますが、数字を入
れられていただいておりますので、これらを参照いただきながら議論いただければと思
っております。では、委員の皆様いかがでしょうか。及川委員さん、どうぞ。

(及川委員)

ありがとうございます。今御説明がありました伝承の補助金というのは、みやぎ震災伝承連携推進事業補助金ですとか、伝承 CSR 促進事業補助金でしょうか。今 Web サイトにでてくるのはその2つなのですけれども。

(川部課長)

伝承課でも、色々なメニューがありまして、分かりづらくて失礼いたしました。事業名としましては、「みやぎ地域復興支援事業」というものになります。

(及川委員)

といいますのは、伝承というふうに仰っていましたので、震災伝承に関わる活動ということで少し補助範囲が狭まるのかなという懸念がありました。絆力と心の復興でこれまで活動されてきた団体さんというのは、震災を機に課題が出てきて、それを日常のフェーズに緩やかに移行しつつも、今現在の、例えば、高齢化ですとか移動支援のことを対応していたかと思います。

そういった日常の社会課題に今移行している団体さんたちが、震災伝承という文脈に合わない可能性もあるなと思いました。そういったところで継続の補助金の御案内ということでしたけれども、そこで少しつまずいてしまう団体がありそうだなと思いました。

そういった時にですね、絆力で言いますと、1 番に書いてある移動支援の Rera さんですとか、補助金が打ち切りになることで活動が大変になるというニュースが今年度ありました。本当に死活問題なんだなということで、私も震災以降続けてきた活動をどうやって日常フェーズの NPO 活動に転換するかということに直面してきましたので、身につまされる思いでした。

その時に、中間支援としてできることとしては、例えば補助金の制度についてはすごく時間がかかる検討だと思いますので、例えばプロボノの活用ですとか、何かその団体のしくみや方向性を転換できるような知恵の支援ですとか、そういったことを補助金が打ち切りになり資金調達の構成比を変えなければいけない時に、積極的に御案内してほしいなというふうに思いました。以上です。

(高浦会長)

ありがとうございます。川部課長さんいかがでしょうか。

(川部課長)

伝承課の補助金につきましては、伝承課という名前が、伝承に引っ張られてしまうのですが、基本的には被災者の心のケアですとか、地域コミュニティの形成に資するような事業ということで、元々やってきたものですので、そういったものの継続的な事業でございます。

こちらの伝承課の事業ですけれども、予算額は減ったのですが、今後どうやって自走化していこうかということを団体の中で考えていくための支援メニューを追加で、確か 30 万円

ぐらいだと思いますけども、補助金に加え、そういった今後を検討していくような予算を追加で交付するような枠組みもありますので、資金繰りを今後どうしていくかというところに加えて、今委員からお話いただいたような、補助金以外の部分の取り組みにつきましても、我々もちょっとずつ少しやっている部分ではあるのですが、そういったところも御案内できるようにしっかり取り組んでいければと考えてございます。

（高浦会長）

伝承課さんのこうした支援事業の審査のほうに私も何年か関わらせてもらっておりますけれども、今しがた課長さんの方から説明があったとおり、必ずしも伝承の事業をしている事業団体のみならず、広くコミュニティ支援されている方たちを対象に、狭い意味での被災者さんという枠にとらわれず、広く地域の関係の皆さん、高齢の方、色んな事情を抱えている方たちの、まさに絆力を高めるような、そんな広い視点で県の方も伝承課さんの方で取り組みされているので、メニューとしてはかなりいろいろなところで手広くということになるかと思うのですが、しかし予算規模としてはどうしても限られて、全部の団体さんに中々御支援できなくて途中のラインで切らせてもらおうという苦渋の判断も実際の審査会場であったりしますけれども、しかしですね、できるだけ金額的にも広くまたメニューの面でも色んな団体さんが活用いただきやすいような、また自走に向けての伴走のところですかね、支援なんかもあるようなものへと拡張されていけばいいなと思っております。

引き続きまた共社課さんの方でも、関連の支援、復興支援の担当部署と連携をとっていただければと思っております。では、西出委員、お願いします。

（西出委員）

御説明ありがとうございました。高浦会長と及川委員の御意見に全く賛同いたしますが、絆力や心の復興支援事業が終了になるということで、先ほど、ある程度一定の御理解はいただいたというふうに仰ってはいたのですが、やはり Rera さんの事例のようにやはり困るんだとか、まだまだ課題が山積してまだ支援を求めます、というような声もなかったかな、というのがありまして、終了した段階での自己評価といいますか、今の状況と検証をする御予定があるのかどうかをお伺いしたいのが1点と、あと、対象団体の事業者さんを拝見すると認定 NPO 法人がゆるるさん以外全くなかったのですけれども、認定 NPO 法人数の増加がこの1年で宮城県1、仙台市1増で、2団体のみの増加となっていまして、みやぎ NPO プラザでの自主事業として実施されている認定 NPO 法人の相談等についても、随時申し込みがあるからだとは思っているのですけれども、2年間0件になっているのですが、先ほど自走のお話もあったように、認定を取りやすくする仕掛けももう少し積極的にされるといいかなと思ったり、あと先ほどの伝承課の事業についても、広範囲な支援メニューがありますよということを積極的に周知していただけるといいかなと思いました。

（高浦会長）

ありがとうございます。お話のなかであった、認定 NPO 法人のここら辺の支援策という

点では、堀川委員さんいかがでしょうか。プラザの事業で、西出委員さんからお話のあった認定の取得に向けての講座なんかも開いていらっしゃると思うのですが。今回、Bremenさんがめでたくということで取得されましたけれども、何か手応えみたいなところをいかがでしょうか。もし補足いただけるようでしたら。

（堀川委員）

みやぎ NPO プラザでは、認定 NPO 法人を取得するための講座を年に 1 回開催してまいりました。参加者はおそらく少ないであろうという予想をもちながらも、やはりそういう学びの機会を提供できるのはみやぎ NPO プラザでしかないのではないかという思いを持ってやってまいりました。

昨年度は、資料 2 の 3 ページにあります「仙台傾聴の会」が更新に向けて執行部の皆さんといいますか、事務局の皆さんが複数名で御参加いただいたり、他でも認定はすでに持っているが、更新に向けて担当者が変わったので受講したいという方の受講が多く、これから取りたいという方の受講はそう多くありませんでした。情報として持っておいて、いずれ検討したいというような形の講座の参加が多かったような状況です。その他に相談としては、設立運営相談も広くやっているのですけれども、そちらでは認定 NPO 法人の基礎的な情報を無料でお伝えしており、その中では、認定 NPO 法人とはどういうことなんだろうとか、自分の団体ではどういうふうにすれば取れるのだろうというような相談に乗ることもありまして、その先に認定相談というのがあるのですが、皆さんの決算書等々をお持ちいただいて、PST を具体的にクリアできるかどうかとか、要件を満たしているかどうか個別に具体的に対応するというものなのですけれども。情報としては欲しいのだけれども、「申請に向けて取り組むぞ」というような NPO 法人さんは非常に少ないような印象を受けております。

なので、そのあたりに関心を持って取り組んでいただきたいな、というところでもあるのですが、全体的に NPO 法人よりも一般社団法人の取得の方に皆さんの視点が向いているというか、そちらの志向が強いような感じも見受けするので、そもそも NPO 法人の良さを伝え直していかないと認定も増えないのではないかなと考えたりもしております。以上でございます。

（高浦会長）

ありがとうございます。認定法人になれば寄附金に関して税制優遇を受けられるということで、先ほどファンドレイジング、資金調達をどうしていくのかという話もありましたけれども、ひとつ、民間寄附を促していく点ではいいきっかけになるんでしょうけれども、しかし要件クリアがあまりに実際の現場の視点からすると大変なのかなと。県の NPO に限ったことではないかもしれないのですが、更新するだけでも本当に大変であるということもあり、なかなか増えていかない。コスト的にどうなんだ、というところで難しい課題もあろうかと思うのですけれども、そもそもの NPO 法人の認定の認証を受けていただくところに向けてまだまだ、一般社団等ではない良さが、民主的な意思決定のしくみですとか、手続き面で一般社団法人と比べて NPO 法人は面倒さがきつとあったりして、そこら辺の意義をどうい

ふうに伝えていくかっていうのも改めて大事な課題なのかなと思ったりします。引き続きプラザの事業で取り組む工夫をいただければと思っております。

西出委員さんからの、伝承課の助成金事業などについて、少し考慮されてもという話でした。NPO 団体さんからの申請件数としては多い方かなと思うのですが、引き続き先ほどの国からの交付金事業としては終わるけれども、県の独自の取り組みありますよということは周知し伝えていただいているかなとは思いますが、いかがでしょうか。NPO 団体への周知については。

（川部課長）

はい、周知につきましては、絆力や心の復興で昨年度やり取りをした 50 団体に対しまして、その都度御案内の方はさせていただいている状況でございます。もしかしたら不十分な点があるかもしれませんが、できるかぎりのところはやらせていただいております。今週選定委員会がありますが、実際に絆力、心の復興から移行して申請された団体も相当数おりますので、最終的に採択されるかというところでは、団体の今後の運営にも関わってくるのだと思いますので、そういった実態も踏まえて、伝承課と共にそれぞれの NPO の状況を把握いたしまして、こういった形の支援を今後やっていけばいいかというところは、県の方でしっかり考えていきたい点だと思っております。

（高浦会長）

ありがとうございます。ほかには、青木委員お願いします。

（青木副会長）

御説明ありがとうございます。1 点質問なのですが、認証の関係の部分で、解散について質問させていただきたいと思います。今回、県の 15 団体の解散について、もし傾向が分かりましたら参考までにお伺いしたいと思います。

震災以降に立ち上がった団体さんが多いのかなと思う反面、それ以前からも活動している団体さんもいらっしゃるかなと思うのですが、前向きなステップとして解散を決断し次の形へと移行している団体も見受けできるかなと思うのですが、もし把握されているようでしたら、少し傾向など解散の理由として、御紹介いただけることがありましたら教えていただければと思います。

（川部課長）

解散の手続きにあたりましては詳しい理由の報告義務はないのですが、把握している傾向としましては、やはり会として目的を達成したものですとか、あとは役員の高齢化によるものと承知しておりますが、副会長がおっしゃったように、震災を契機としてできた団体が、そういったタイミングに来ているということもあるやに聞いております。理由としてはそれぞれだとは思いますが、把握しているものとしては、今申し上げたところでございます。

(高浦会長)

ありがとうございます。では、今野委員さん。

(今野委員)

ユーメディアの今野です。御説明ありがとうございました。

資料1の7番のNPO活動推進事業について2点御質問させていただきます。1つは、令和7年度から令和8年度に向けて拡充されるという事業かと思います。で、どの点を拡充されるのか教えていただきたいというのが、1つ目で、2つ目は、プロボノチャレンジ事業なのですけれども、実績としては2つの団体とのマッチングが叶ったという事だったのですが、この事業成果についての評価を伺いたいと思いました。どの程度のマッチングを目標として実際2件だったのかという点をお聞きしたいと思います。

というのも、今年も事業やられると思うのですが、2年目のモデルとしてどの様にさらに展開していくのが重要なかなと思ひまして、今企業の現場では、宮城県でもやっていますけれども兼業・副業人材と中堅中小企業とのマッチングを非常に盛んにされていまして、首都圏の副業人材が東北の企業に繋がるということが結構あるのですね、首都圏の副業・兼業人材の方とお話しをすると報酬とか金額というよりも東北の未来とか、東北に貢献したいという思いの方が強くてこういうことをやっているのだという話を多々聞きますので、プロボノとなるとまた違うのかなと思ひつつも、地域の広がりのあるマッチングに将来的に繋がっていくとより効果的なのではないかと思ひました。みやぎ情報ネットがありますので、そういったこともプラットフォームでやっていけるといいのかなと思ひての御質問です。よろしくお願ひします。

(川部課長)

資料1の7番のNPO活動推進事業につきまして、拡充、ということで書いております。拡充した点でございますが、具体的に申し上げますと、7の(1)のフォローアップ事業について、7年度は12施設と4市町村を訪問しておりますが、今年度はその12施設に加えまして市町村を4から10まで増やそうと思ひております。支援施設がない市町村への訪問の形になりますけれども、NPOを地域で支える取り組みを強化していきたいということで計画にも謳っておりますので、そういったところを少し具体化するものでございます。

プロボノにつきましても、元々2件を目標にして2件マッチング、伴走支援ができたというところでございまして、今年度は少し予算を上乗せいたしまして、3件のマッチングをしていきたいと思ひております。我々としましても昨年度初めて取り組んだものでございまして、それまでは、プロボノの普及啓発、「やりましょう」という掛け声だけだったのですが、なかなか実績が挙がらなかったものですから、モデル的に昨年度から取り組んでおりまして、今年度は3件、うまくいけば2年間で5件のモデルケースができることとなりますので、そういったものを積み上げていって横展開を図れないか、と取り組んでいる部分が主な拡充のポイントであります。

（今野委員）

ありがとうございます。件数が大事ということをお願いわけではないのですが、件数の目標があってさらに質として、モデルケースの質というところを両方追及していただければと思います。ありがとうございます。

（高浦会長）

ありがとうございます。プロボノに関しては、発表会もオンラインで私も聞いていたりしましたが、2件の事例とも ICT 支援であったり組織能力構築であったりと、自分達の組織ですね、NPO さんが見直す際に、企業の方の視点が活かされたりということで、いずれも地元の企業の方であって、首都圏の方では無かったと思いますけれども、オンラインでのプロボノということも大いに手段としては今後増えていくと思いますし、いろんな可能性に開かれているといいなと思いました。他の委員の皆さんからも御意見頂戴したいところなのですが、かなり時間が押してまして、まだ2つの議題、しかもボリュームのある議題ではないかと思っておりますので大丈夫でしょうか。大丈夫であれば、加藤委員お願いします。

（加藤委員）

御説明ありがとうございます。金融公庫の加藤でございます。

9 ページの県の有休施設の件で質問させてください。4 貸付条件に、「成果が上がっていないと判断された場合は再契約を結ばない可能性もある」と記載がありますが、具体的にどういった場合が想定されているのか、KPI 的なものがあるのか教えてほしいのが1点です。あと、直近の年間の維持管理費がどの程度あって、実質的な借受人さんの負担がどの程度なのか、もし分かれば教えてください。

（高浦会長）

加藤委員さんありがとうございます。

私も岩沼のハンズ・バーガー協会さんにお伺いして、本当に施設老朽化で外の駐車場の屋根が剥がれ落ちたりしていて、風が強いと倒れる恐れもあるから早急に何か対応したほうがいいという議論もしていて、緊急度合が高ければ県の御担当の方でも予算をつけたいという話をされていまして、安全にも関わることになってくるかと思っておりますので、県で何もかも借受団体に任せきりというわけではなく、管理が必要かなと感じたところであります。事務局からいかがでしょうか。

（川部課長）

1 点目の成果が上がっていないという考え方ですが、外部の委員の方に基本的には評価をしていただいている状況でございまして、毎年度借受団体から提出のある実績報告書の内容を見て、KPI とかがあるわけではなくて総合的に評価をしていただいている状況でございます。

修繕の関係ですが、当然、県の施設を貸している状況になりますので、根本的なところは県の方で修繕対応することになりますが、御案内のとおりかなり古い施設で、頻繁に「ここが壊れた」という連絡は来るのですが、基本的な条件として、この事業で得た収入を修繕に充てるという約束事になっております。修繕につきましても優先順位をつけながら個別に対応していくということになっておりますが、施設が古いという状況もあって、我々も思ったような修繕がなかなかできないところもあって、苦慮している面はあるのですが、団体の方からはこの施設を借りたいということでお申し込みいただいている状況でして、できるだけ不自由なく使っていただけるように我々としても努力していきたいなと思っているところでございます。

(加藤委員)

ありがとうございました。

(高浦会長)

森川委員さん お願いします。

(森川委員)

初めて発言させていただきます。NPO 法人アスイクの森川と申します。私からは2点、1点目は、資料2の19ページのプロボノ推進のところで、私もこのプロボノ普及啓発セミナーに参加させていただいておりました。すでに対応されていたら恐縮ではあるのですが、私達としてはプロボノの使い方がまだ探り探りというところもありまして、もし可能であればプロボノチャレンジ事業の成果の概要のようなものが Web 上などで可視化されていたりすると、今後使っていくような団体が、どういった課題に対してプロボノをどういうふうに使っていくのかというノウハウが共有されて考えやすくなるのではないかと感じました。

2点目は、質問にはなるのですが、18ページ目のNPO 活動推進事業についてというところで①の支援施設について、訪問だったりとか課題の調査とかあったと思うのですが、もし可能であれば、施設さんでどういう現状課題を持っていて、どのような助言を進めているのか、傾向があればお伺いできればと思いました。

よろしく願いいたします。

(高浦会長)

森川委員さん、ありがとうございます。プロボノの成果とノウハウを目に見える形で、Web 上で開示できるようなところで、おそらく議題の3つ目とも関わってくると思うのですけれども、今の行政とNPOのみならず、企業もそこにまちづくりの担い手として関わってくると考えた場合に、企業の協力をどう得ていくのかという、マニュアルに落とし込んでいくというところ、定性的にどういうステップで進めていけば効率的か、より成果があるかということが可視化されていくといいなと思いました。

まだ、プロボノはチャレンジ段階の事業であって、具体的な数値としての成果が見えにく

いのかもしれませんけれども、オンラインで広くセミナーを開いていただいて、場合によっては動画公開も検討いただけるといいなと思いました。いかがでしょうか。

（川部課長）

ありがとうございます。1点目につきましては、会長がお話ししたとおりでございます。昨年度とりかかった部分でございまして、まだアフターフォローが十分ではないところがございまして、今いただいた意見も踏まえて、皆さんとぜひ共有できるようにしていきたいと思っておりますし、議事3の協働マニュアルの作成の中で、協働の事例のひとつとして載せていければと考えております。2点目の支援施設を訪問しての傾向ですが、それぞれ支援施設によって規模、運営形態とか様々で御事情はそれぞれ違うとは思いますが、堀川委員、もしございましたらお願いします。

（堀川委員）

施設ごとに事情が違うというのは本当にそのとおりで、仙台市や近郊の名取・岩沼あたりまでは、子育て支援世代のお母さんたちのサークルを市民活動にしていく方法もあるんだよ、という前向きな課題を持っていらっしゃる場所もあります。県北の方は、本当に人口減少・高齢化ということで、市民活動支援センターではあるのだけど、市民活動団体だけを対象にしているのは本当に地域が立ち行かなくなるという危機感をすごく持っておられて、支援センターとして若い世代がたくさんいる学校とどう連携できるかとか、町内会とか自治組織とか、そういうところとどういうふうに事業を展開していけばいいかとか、そのための支援スキルをどう身に付けていけばよいかということを悩まれているのが県北、郡部地域の方が多いのかなと思っております。

18ページの協働事業の実施のところで栗原市の市民活動サポートセンターの事業がございしますが、ぱっと見、なぜ支援センターで「お天気ふしぎ」なのかなと思った方も多いと思うのですが、まず若い世代に支援センターを知ってもらいたい、足を運んでももらいたいという思いからスタートした企画でして、裏メニューとしては、親子で参加してくれる事業だけれども、保護者の皆様にも来てもらって「栗原市ではこういう市民活動団体があって、こんな活動をしているんですよ」という資料を配ってみたり、口頭で御案内したりと市民活動について知っていただくというところが実は裏メニューというか大きな目的としてございました。

どちらかというと、県北地域のほうがなかなか苦戦しているという大きな課題を抱えている状況にあるかなというふうに感じております。

（高浦会長）

ありがとうございます。仙台圏であればまだ活気があるのかもしれませんが、中々郡部の方ですね、苦戦されているということで、それでも角田の方で新たに活動支援ということで、まだ役所の一角を借りているような形とお伺いしておりますが、それでも相談体制というのが形作られているというのは大変いい兆しではないかなと思っております。

引き続き、NPO プラザからの支援ということで、力を入れていただければと思っております。

そろそろ次の議題に移らせていただいても宜しいでしょうか。2時間、3時間あっても足りないような議題が盛りだくさんではありますが、他の委員の皆さんからも2つ目以降の議事に関して御意見いただければと思っております。では、2つ目の議事、宮城県立劇場条例について、川部課長さんから御説明いただければよろしいでしょうか。

（川部課長）

はい。それでは、続きまして、宮城県立劇場条例について御説明をさせていただきます。皆様御承知のとおり、現在の宮城県民会館とみやぎ NPO プラザにつきましては、宮城野区の仙台医療センター跡地に移転いたしまして、複合施設「宮城県立劇場」として整備が行われております。

お手元のパンフレットを開いていただきますと、宮城県立劇場を駅の方、西側から見たイメージ図がございます。正面が入口となるメインエントランスで、その左側、白い物がぶら下がっているように見えるところ、NPO プラザが配置される場所になっております。イメージ図の右下の方には NPO プラザの交流サロンからメインエントランスの方を見たパースを掲載してございます。1階部分のフロアマップにございますとおり、先ほど御説明したイメージになっているかと思います。NPO プラザの北側にはサブエントランスがあり、駐車場側からの入り口となります。お車で来られた来館者の方は、こちらの入口から入ってまいりますので、NPO プラザの前を通過して入館する形になりますので、多くの方に NPO プラザを認知していただけるものでございます。

資料3の、左側の1の趣旨を御覧ください。宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ複合施設につきましては、令和10年度中の竣工・開館を目指しまして、今後運営団体の選定や会館準備、プレ事業の実施等を行うこととしておりまして、当該施設、特に県民会館につきましては利用予約等の開館準備のために事前に運営者の選定が必要でありますことから、条例の制定を行ったものでございます。施設につきましては、2つの公の施設で構成されておりまして、下の図に書いてありますとおり、それぞれの名称を「県立劇場」「みやぎ NPO プラザ」とし、これらを合わせた施設全体の総称を「宮城県立劇場」といたしました。

この名称につきましては、本施設が様々な文化芸術と社会公益活動が集い、あらゆる人々が出会い交流、協働し新たな価値が創造され共感が生まれる舞台となるようにという思いを「劇場」という言葉に込めつつ、宮城県の拠点施設であることが簡潔に伝わり重厚感がある洗練された佇まいの外観イメージとして、時代や流行に左右されない普遍的かつシンプルな名称としたところです。なお、「みやぎ NPO プラザ」につきましては、宮城県民間非営利プラザの愛称として長年親しまれてきておりますことから、NPO 活動の拠点として広く県民に浸透しておりますので、今回の新たな設置条例を機に正式な名称とさせていただいたところです。

次に2の開館までのスケジュールについてですが、指定管理者の選定について、県立劇場

につきましては令和8年度に指定管理者を選定し令和9年度からの指定管理を予定しております。みやぎNPOプラザにつきましては令和9年度に指定管理者を選定し、令和10年度からの指定管理を予定してございます。

続いて、資料4の1ページ、1の条例の概要についてでございますけれども、現在の県民会館及びみやぎNPOプラザにつきましては、それぞれに設置条例を定めているところでございます。宮城県立劇場につきましては、集約複合化することから県立劇場とみやぎNPOプラザの2つの施設をまとめて条例を制定したところでございます。

次の2ページを御覧ください。2の主な規定内容についてでございますが、第1章の総則には複合施設の設置について規定しております。資料の3ページから6ページにつきましては、複合施設のうちの県立劇場に関する部分でございますので、説明を割愛させていただきます、7ページを御覧ください。

第1章にはみやぎNPOプラザに係る管理運営事項を規定しております。中段の③と④の開館時間につきましては現NPOプラザと変更はなく、休館日につきましては新県民会館と同じく毎週月曜日としておりますが、祝日の場合の取り扱いはこれまでと変更ございません。なお、年末年始につきましては、現NPOプラザより前後1日ずつ休館日が延びておりますが、これも県立劇場の取扱いに合わせたものでございます。

続いて、⑤の使用料についてですが、みやぎNPOプラザの使用料を規定してございます。使用料の設定にあたっての基本的な考え方といたしまして、県民の負担の公平性、公正性を踏まえながらNPOの活動を促進できるバランスの取れた料金設定とすること、現NPOプラザの料金も踏まえながら近隣施設、及び類似施設等の料金を参考とすること、以上の観点を踏まえて設定しております。

8ページにNPOプラザの対象施設の使用区分、使用料の額につきましては、表に記載のとおりでございます。なおこちらに記載のない、例えば大小ロッカーなどの設備、器具の使用料の額につきましては、今後検討いたします規則で設定することとしております。

以下、資料の9ページにつきましては、第4章で指定管理者の選定について、第5章につきまして、各施設共通の管理運営ルールを規定しております。

最後に、3の施行日についてでございますが、規則にて施行日を定めます。ただし、令和8年度中に予定しております指定管理者の選定に係る条項等、準備行為に必要な規定につきましては、今年4月から施行しております。説明は以上でございます。

（高浦会長）

川部課長ありがとうございました。この件について皆様からの御意見を頂戴したいと思います。堀川委員、どうぞ。

（堀川委員）

御説明ありがとうございます。いくつか御質問をさせていただきたいのですが、指定管理者の選定委員会というのは、県民会館とみやぎNPOプラザそれぞれあると思うのですが、委員会の委員は同じメンバーなのか、全然分野が違うものであるのか、指定管理者を

決める段階になって専門家を募られるのか教えていただきたいのと、要望としては是非その分野の専門家の方に審査いただくというのがいいのかな、というふうに考えておりましたが、いかがでしょうか、というのが1点目です。

あと、以前の委員会でもお話ししたかと思うのですが、今回の新しい条例の中に、民間非営利団体が指定管理者になるという記載がないので、読み方によっては企業の方でも指定管理者になることができそうなように見えてしまうのですけれども、やはりそれはこれまでの条例を踏襲し、条例にこれから盛り込むのは難しいと思いますので、規則の方で、是非そういったところを定めて、NPOに詳しい団体がNPOの知見を持って運営に当たれるような環境作りには是非取り組んでいただきたいなというところでございます。以上でございます。

（高浦会長）

ありがとうございます。条例としてはもうすでに議会を通してこれ以上何かを付け加えるというのは難しいにしても、施行規則のところではNPOの事情を理解された方が選考委員に、また、指定管理者団体としては、民間非営利団体が現行条例においてはプラザの運営を担っているという状況にありますので、その趣旨を汲んでほしいという御意見でありましたがいかがでしょうか。事務局から御回答をお願いします。

（川部課長）

ありがとうございます。1点目につきましては、県民会館、NPOプラザ、それぞれ運営に当たりましては、それぞれの専門的な知見や技術が当然必要になってくると思いますので、それぞれの分野に精通した組織といいますか、選定委員、そういった方を選定していかなければならないと思っておりますので、これから細かいところは調整するところではございますが、まずはその県民会館はまさに今年度、来年度以降の指定管理を選定していく手続きに入るわけですので、基本的には別々といいますか、そういったところを想定して動いていくつもりではおります。

2点目の指定管理者はNPOであるべきという記述が条例上からなくなったという話でございますが、新しい条例の中に、その文言につきましては盛り込むことはできなかったわけですが、当然1点目の話にも共通する部分でございますけれども、やはり、NPOの専門性といいますか、そういったところを踏まえればそういった団体にしっかり関わって運営していただくことが必須になってくると思いますので、御意見も踏まえて、実際に募集する段階、募集要項などでしっかり皆様にお示しできるような形で準備をしていきたいと考えております。

（高浦会長）

ありがとうございます。県立劇場全体がある種、まさに複合的でありますので、財団さん、ないしそこに企業が関わってのコンソーシアム、今の県民会館はそうなっていますけれども、そういった形が想定されるところ、プラザに関してはコンソーシアムになるにせよ、民間非営利団体がコアとなるべきかなと個人的には思うところでありますので、是非そのあ

たり NPO の意見が声が反映されるような形になれば良いと思っておりますが。いかがでしょうか。及川委員さんどうぞ。

（及川委員）

1 点質問なんですけれども、今回は宮城県立劇場条例というふうに名称がありますが、ウェブ上の条例案、PDF で上がっているものは「(仮称) 新県民会館条例案」となっているものがあつたのですが、名称がどちらなのかということをお伺いしたいです。もしくは私が見ている条例案が、バージョンの違うものなののでしょうか。

（川部課長）

議会の資料上は第 17 号議案ということで「宮城県立劇場条例」となっております。もしかすると 11 月にパブコメをやっているのも、その段階ではまだ「県立劇場」という名前が決まっていなかったものですから、おそらく仮称ということで御案内させていただいたものかと思います。今手元にあるのが 2 月議会の最終版なので、名称も発表させていただいて、その後の条例の名前になっているかと思います。

（及川委員）

理解しました。ありがとうございます。前提の確認ではあるのですが、今回は非営利活動促進委員会ということで、この宮城県立劇場条例すべてについての議論というよりは、県立劇場部分以降の議論を深めるということでしょうか。

（川部課長）

2 月議会でお諮りをして、昨年度の 4 回目の委員会でもパブコメをやっているあたりのタイミングで、口頭になってしまいましたが、御案内させていただいたと思いますが、このような形で決まったというところで、皆様に改めて、御案内をさせていただきました。

また、具体的にスケジュールについてですが、どうしてこの条例ができたのかといいますと、先ほども申し上げたとおり県民会館の興行の予約、それがああいう大きい施設なので令和 9 年度からどうしてもやらないといけないというところがございまして、まずは大枠の条例を制定しないといけないと。

複合施設が故に NPO プラザも一緒に制定したという経緯がありましたので、前後する部分はあるのですが、まずはこういう形で大枠ができましたというところを皆さんと共有させていただいて、スケジュールもお示しさせていただいて、今後こういう場で何かしら、都度都度、お諮りするようなものがあれば、是非皆様からも意見を頂戴していきたいなというところがございましたので、スケジュール感も含めて一度お話しをさせていただきたいと思ったところでございます。

（高浦会長）

ありがとうございます。補足的にですが、今後も条例の具体的な運用を巡っての、具体的

な施行規則のレベルの議論をする時間的猶予はまだあるかなと思っていますので、是非その点も本委員会に是非、事後報告というよりはできるだけ事前にお示しいただければ議論できるかなと思っておりました。

(及川委員)

ありがとうございます。

(高浦会長)

個人的には、ややなし崩し的に県民会館側の要請もあり事情もあり、先に大枠の条例が決まったと。その施設の名称が「県立劇場」であり、先ほどの川部課長さんの話ではそこに市民交流的な要素もあるということではあるかなと思うのですが、NPO プラザという本丸のところ、それが劇場的な要素のカテゴリーに収まるのかどうかという、個人的には色々考えるところではあるのですが。加藤委員さんどうぞ。

(加藤委員)

資料4の6ページの利用料金のところで、利用料金は使用料の額の1.5倍を上限として設定が可能と記載ありますが、この背景を教えてください。

(川部課長)

そちらの部分は県立劇場の部分でございまして、NPO プラザにつきましては7ページ以降ですので、その部分についてはお答えできるのですが、すみません。県立劇場の部分につきましては、また別の違う課がこういったところの規定を検討して、こういう形にしていますので、その点だけ御理解いただけると。

(加藤委員)

承知しました。ありがとうございます。

(高浦会長)

今、物価高の御時世ですので、他の県の管理規則もこうなっているのかもしれませんが。不当に県民の皆様から取ろうと言うものではないと思いますが。青木委員さん、どうぞ。

(青木副会長)

質問と意見とありまして、先ほど堀川委員が仰っていた指定管理者の部分、選定に関係するところなのですが、1点質問としては、指定管理期間、確か今5年の指定管理期間だったと思うのですが、そこは基本的には変わらない前提であるのかという点。あとは、今どうしてもハード面の部分で視点が劇場の方へいきますけれども、プラザの方は前提として県の民間非営利活動促進条例がありまして、そこにプラザの位置づけとして中核拠点であるということですか、今プラスアルファのヒアリング等で、各地域の聞き取りなどプラザの方でな

さっているというところもありますので、そういう地域の関係機関の連携ですとか、展開ということも含めた、ソフト事業の部分なんかも今後要項の中に盛り込まれてくるのかなと思いますので、是非、募集の要項ですとか、そういった辺りに民間非営利活動や地域づくりの観点で精通しているような事業者や応募者、そういった部分の視点も是非盛り込んでいただけるといいかなと感じました。

（高浦会長）

ありがとうございます。具体的な募集要項作りになった場合には、そういう視点が必要そうですね。ソフト的なプログラムや十分提供できるような NPO の世界に精通した団体というところであると思いますが。このあたり追々詰めていくところだとは思いますが、こうした御意見を是非汲んでいただけると有難いなと思っていますが、何かありますでしょうか。

（川部課長）

指定管理の年数ですが、今までは5年間で来ているわけですがけれども、今の施設が今年度で指定管理が終了しまして、残り2年間、令和9・10を今年度募集するところでございます。新しい施設につきましては来年度募集ということで、10年度以降という形になりますけれども、何年にするかはまだ具体的な検討に入れていないところです。そもそも県民会館と1年ずれているというところもありますので、そういったところを見ながら、何年にするのがよいのかということで少し考えていく必要があるかと考えております。

2点目の要項の話は、具体的に盛り込むべきという御意見だと思いますので、先ほど申し上げたとおり、その点につきましては留意して準備していきたいと考えております。

（高浦会長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。1時間半を上回ってしまいそうですが、委員の皆様もうひとつ議題があるのですが、佐々木委員さん、どうぞ。

（佐々木委員）

リフ超学校の佐々木です。御説明ありがとうございます。みやぎ NPO プラザの現在の指定管理の期間が、令和9年3月末までで、新しい施設の事業期間が令和10年度からとなると、青木委員の年数とかソフト事業の重要性を聞いてはっと思ったんですけども、令和9年度の県の NPO 施設というのは1年間空白になってしまうのでしょうか。

（川部課長）

今のプラザは今年新たに指定管理を募集しますが、2年間でございますので、令和9、10年度でございます。新しい施設は来年度募集して10年度以降ですので、10年度が重複するような形になります。今のプラザにつきましては、10年度も閉館までの間は今の支援を継続できると思っています。

新しい施設は何をするのかと言いますと、基本的には予約業務とか事務室の貸し出しとか。そういった業務が、開館する前から発生しますので、そういったところを想定して指定管理を決めようかなと思っているところですので、御心配の点はないのかなと思います。

(佐々木委員)

ありがとうございます。

(高浦会長)

現在のプラザが急に建て壊されるというわけではないということで、その後の現在の会館がどういうふうに使われるのか、それこそ遊休施設として次のタイミングでも回っていくのかもしれないけれども、現プラザのあの施設がどう使われていくのかはまだ決まっていなかったのでしたね。確か。

(川部課長)

はい、そのとおりでございます。元々間借りしている状態でございます、教育庁の方で所管しておりますし、相当の年数も経っておりますので、例えば3階に入っている婦人会館もまもなく移転するような準備もしているようでございますので、なかなか何かに使うということは、もしかしたら年数含めてならないのかもしれないけれども、我々としては閉館まで居続けたいなと思っております。

(高浦会長)

先程、時間を確認しましたら16時まではお時間確保いただいていると、委員の皆様は大丈夫かなと思っておりますが、いかがでしょうか。及川委員さん。

(及川委員)

資料の⑥番、利用料金についてでございます。これまでの議論の中で対応があったのかもしれない。私は去年の最後の会からの出席ですので、繰り返しの質問になってしまうかもしれませんが、パブリックコメント等を見ますと、みやぎNPOプラザの利用者の皆さんは、現行、駐車場料金がかからないということで非常に集まりやすいということがあるかと思えます。

現状、先程の報告からも利用者が少し減っているということも考えますと、駐車場料金が設けられた時に、やはり利用者の減ということにつながるのではないかと予想しました。そういったところ、今までも様々な議論があったかと思いますが、改めてこちらの議論がもしあればどのような話がされたのか教えていただけますでしょうか。

(高浦会長)

はい、ありがとうございます。個人的な記憶としては確かに無料であってほしいという御意見が非常に強くて、ただ施設運用上、劇場の方にお越しになるお客さんとNPO団体さん

としてプラザを利用される方の識別が難しいがゆえに、どうしても一律的に有料駐車場として運用していかざるを得ないのだ、というお話を聞いたような記憶もあるのですが、正確ではないかもしれないので、事務局側から補足いただければと思うのですが。

（川部課長）

細かいところは今後検討していくところで、当然我々NPO サイドだけではなくて県民会館の方も同じ駐車場を使いますので、そういったところの調整が必要になってくるかと思います。検討するにしても、来館者をどうするか、例えばそこに常時勤めている人、事務ブースを借りている NPO の方を一律に同じに扱うのか、個別に切り取って考えるのか、そういったところを今後検討していかないといけないと思いますので、そちらについてはパブコメにも記載したとおり、今後検討していくところでございますので、もしかしたら皆さんが納得する形にはならないかもしれませんが、今は無料というところもあるかもしれませんので、そういったところも踏まえて、県民会館側ともしっかり情報交換して検討を進めていきたいと思っております。

（高浦会長）

はい、ありがとうございます。事務室ブースを利用される団体さんなども、日常的に使われるといった場合は月極で低料金で、どうしても有料にしなければならないという場合はですけれども、工夫いただければありがたいと思います。

いかがでしょうか。次の議題に移らせていただきながら、また本議題について後で御意見頂戴する形でよろしければそのようにさせていただきますが、五十嵐委員さんが手を挙げていらっしゃるということはないでしょうか。是非、お願いします。

（五十嵐委員）

NEC ソリューションイノベータの五十嵐です。ちょうどお話ししようかなと思っていたタイミングで、ありがとうございます。本日は音声のみで申し訳ございません。実はプラザの件について思うことがいくつかありました。お話を伺っていると、10 年度に開館するとき指定管理者の方に担っていただく事の一つは、会議室の予約などの事務的な事ということでした。指定管理者を選定する際には、今、県民の方々がみやぎ NPO プラザに行って受けている優しさとか温かさという「お金に換えられないもの」が、次の施設に行っても途切れないような形で、運用と事務運営を続けていただけるような考慮をしていただきたいと思います。可能であれば、条文などで、運営団体を募集する際に加えていただきたいと思います。システム屋が言うことではないかもしれないのですが、システムティックではなく、人の温かさというものが途切れないような形にさせていただければなと思っております。

（高浦会長）

ありがとうございます。五十嵐さんの方からこうした割とファジーなお話が出てくるとは思わなくて、でもそれだけ、きっと NPO のことを想っていらっしゃるのだろうと思いま

したけれど、今の NPO プラザが備えている温かみ、それはプラザのスタッフの皆さんの御尽力というのもあったりすると思うのですが、なかなか、人の手当、配置も人不足の中大変なところもありますけれども、そうしたノンプロフィットならではの優しさ、サービス品質を是非維持してもらいたいと思います。なかなか要項に文章として落としていくには難しいかもしれませんが、そこは選定委員会の委員の皆さんの判断によるかもしれません。

そういう意味でも先程、お話しありましたとおり、NPO の業界に精通しているような方を是非、と思ったりしています。どういう接遇が利用者さんに求められているのか、いろいろな背景を持たれた方が使われる、劇場もそうかもしれませんけれども、そうしたところでも、劇場側と共有化がされていくといいなと思ったりいたします。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。3 つ目の議題のほうですね。川部課長、次のほうについても御説明をお願いいたします。

(川部課長)

議事の(3)、行政と NPO の協働マニュアルの改訂について、資料 5 を御覧ください。本県の行政と NPO の協働マニュアルにつきましては、行政職員が NPO に関する基礎知識を習得し、NPO との協働を実践するための手引きとして、平成 17 年 3 月に作成したもので、作成以来、一定の役割を果たしてきたと認識しております。参考として、次のページに現行マニュアルの目次等を添付させていただいております。

しかしながら、作成から 20 年以上が経過した現在は、人口減少や地域課題の複雑化、さらには企業や大学など多様な主体の参入によりまして、協働のあり方も大きく変化している状況でございます。そこで今回、記載内容をアップデートするとともに、NPO の資金調達などに関する実践的な記述も盛り込んだマニュアルを整備しようとするものでございます。

「1 現行の行政と NPO の協働マニュアル」を御覧ください。中段の「課題」として、本マニュアルでは東日本大震災後の状況変化が反映されておられません。また、県内 NPO の現状を見ますと、復興関連補助金の終了などにより資金調達が大きな課題となっており、クラウドファンディングや寄付など新たな資金確保手法、企業との連携による持続的な事業運営の重要性が高まっております。しかしながら、これらを実践的に学べる体系的なものは十分に整備されていないのが現状でございます。

右側の「2 改訂の方向性」を御覧ください。こうした課題を踏まえまして、本事業では、行政職員向けにとどまらず、NPO の方などにも活用していただけるような内容を検討しております。また、多様な資金調達に関する実践的なマニュアルを整備するほか、企業との協働事例やプロボノの受け入れ事例などを追加し、内容を充実したいと考えております。

次に、下段の「3 改訂作業の実施スキーム」を御覧ください。事業の進め方としましては、まず公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定いたします。その後、県内 NPO に対するヒアリングを実施し、現場の課題やニーズを把握するとともに、先進的な協働事例や資金調達事例の調査を行います。また、有識者や実務者で構成するワーキンググループを設置し、内容の検討を重ねながら、実効性の高いマニュアルとして取りまとめをしていきたいと思っております。

右下の「スケジュール」といたしましては、6月下旬に企画提案募集を開始し、9月から業務委託を開始、年度末の3月に完成を目指していききたいと思います。予算規模は100万円と限られておりますが、その分先進事例や実務者の知見を取り入れることで、効率的かつ実践的な成果物の作成を図りたいと考えております。本事業により、県や市町村職員のNPOに関する理解度の向上を図るとともに、県内NPOが多様な主体と協働しながら自立的・持続的に活動できる基盤を整備し、地域課題の解決力の向上につなげてまいりたいと考えております。こちらについては、以上でございます。

（高浦会長）

ありがとうございました。これもとても県の支援施策としては重要な取り組みになっていくのではないかなと思っております。事前レクでも1件副会長さんと一緒にお伝えしたところですが、必ずしも行政とNPOという2つのセクターに限定されるわけではなく、そこにはお話にもありましたとおり、企業、事業者、その他学校機関、地域の地縁団体など、今では市民活動の担い手は非常に広く多様になってきております。いろいろなセクターの方が御覧いただけるようなものと。ですので、このタイトル自体も、仙台市の場合ですと「協働まちづくりの手引き」ということで敢えて主体を示さないようなタイトルになっていますが、時代の要請にも合わせながら、タイトルを含めて内容の改訂を進めていく必要があらうかと思っております。

予算額100万円がちょっとNPO料金すぎないかという気もしますが、御担当課としても予算捻出いただいているところであらうかと思しますので、まずは第一歩ということで踏み出していただければと思っております。はい、西出委員さん、どうぞ。

（西出委員）

御説明ありがとうございました。質問したいことを高浦会長がすでに回答してくださったところも大きいのですが、やはりタイトルが協働のマニュアルということですが、マニュアルではなく、せめてガイドラインとか、現在の状況に合わせて、もっといいネーミングがあるのかなと思いました。

企業、地域団体、町内会、学校、大学なども含めて、「NPO等当事者の方」という範囲を広くとって、実施スキームに作成ワーキンググループの開催とあるのですが、色々なステークホルダーの方々が関わることをできる状況をぜひ作っていただければと思いました。

また、改訂の方向性で「資金調達の方法」が強調されていますが、ぜひ、一緒にいろいろ関わって、協働することによっての人づくり、街づくり、あるいはコラボレーティブ・ガバナンスや共創価値といった、もう少し広い概念も盛り込むと良いかと思いました。

（高浦会長）

ありがとうございます。西出委員にはぜひワーキングチームに入っていただければと思いますけれども、実際この事業では私たち委員が直接タッチする機会はあまりないのかもしれないかもしれません。

プロポーザル方式で NPO 含め事業者から企画提案をいただき、その選考の内容もチェックの過程といたしますか、作ってもらって終わりではなく、随時、私たち委員もワーキングチームとして入っても良いと思うのですけれど、成果物が最終的にでき上がってくる前のところで、お話しいただいたステークホルダーの視点が入っているかであったり、具体的なメニューで、資金調達以外にも人材育成などのメニューが備わっているかといった、事前の要項のところで作り込みをしておく必要があるのかもしれませんが、そうした民主的な決定のプロセスへと持っていけたらいいのではないかと、執行部側のみなさんと話をしているところでありました。はい、及川委員さん。

（及川委員）

3 の改訂作業の実施スキームについて質問があります。知見を有する事業者の右隣にある 3 つの項目は、要項や仕様書の中に「実施すること」として明記されるということでしょうか。

（川部課長）

基本的には絵で書いてあるものを仕様書に落とし込み、それをやってもらう形で募集したいと思いますが、もう少し整理は必要かなと思っております。今いただいた意見もどういふふうにしていくかという部分もありますので、これが完成形ではなくて、今日意見をいただいて、改めて精査していきたいと思っております。

（及川委員）

ありがとうございます。 県内 NPO のヒアリングですが、県内といっても北は気仙沼から山元まで大変広く分布しておりますし、協働事例の調査においても、仙台市を拠点にしていると、どうしても遠方は調査範囲が非常に広がるかと思えます。それをどこまでやるかということになると思いますが、正直これを 100 万円でとなりますと、すごく厳しいと思いますし。

ここにいらっしゃる NPO を運営されている皆様がどうお感じなるかお伺いしたいのですが、けれども、例えば、そういったところに実施スキームの中にすでに協働の形が入っていて、担当課と一緒にとか、みやぎ NPO プラザと協働し、12 施設と市町村の市民活動サポートセンターと繋がっているのであれば、できればそういったところに割り振れることであれば、協働の形で外に出して行って、この知見に有する事業者がやる部分を明確に、この予算内でできるということで、このスキームを計画していただけるとより実現的かなと思いました。

（高浦会長）

ありがとうございます。各支援センターとの連携も、支援センターにお金が落ちるような仕組みをぜひ、ただ働きでない形でと考えますが、この 100 万円では印刷費が入らないとのことですので、あくまで電子媒体での提供までの予算措置ということになりますので、まあ多少は、と思いますけれども、それでも出張して時間をかけながら、担当する職員さんの人

件費もとなると、100万円ではできる範囲は限られてしまう可能性もあります。その辺の見込みなどをNPOの実務に携わる皆さんからも御意見をいただいて。6月ですよね、募集時期。

（川部課長）

予定でございますので、100万円の中で我々がどうできるかは、積算もしてみないといけませんので、そのあたりも含め実現性の高い仕様書にしていきたいと思いますので、しっかり検討してまいります。

（青木副会長）

このマニュアルは、改訂についてですが作る過程がやはりひとつ、大事なのではないかと思います。現行のものを作る際も、職員の方々にいろいろ協力をいただきながら作成した経過があったと記憶しております。

今回も内容の冒頭に「主に行政職員」に向けたというところがありますので、これまでの東日本大震災以降の取り組みというところで、職員の方も御異動されていますので、復興のいろいろ記録の中で聞き取りをされた履歴があると思いますが、事例として何を選択していくのかといったところでは、かなり多様な視点があると思いますので、選定される事業者の形がどういったところかというのがありますが、是非県の職員の方々にも御協力をいただけるような状況だといったのではないかとというのが1つです。

また、想定読者層等もありますけれども、令和8年度からの促進計画でも多様な主体との連携・協働の文言がうたわれていると思いますので、それも前提としながら、今後に向けてのガイドラインとして、共に何を目指していくのかという観点も据えながら、事例の研究・調査が重要になってくると思いました。

特に地域の状況、先程堀川委員の方から別な観点での御報告ありましたが、担い手が減少している状況とか、市町村との連携という観点も非常に重要ですので、事業者とヒアリング対象者という関係だけではなかなか実際というものが見えにくいものもあるのかと思いますので、そのプロセスをどうデザインしていくか。時間と経費とをどう考えていくか。単年度の取り組みが良いものなのか。逆に言うと初年度については関係づくりも含めて、情報の共有ですとか、何が不足しているのかというよりは、逆に施策として今後何が必要かということ、資金調達の手法だけでなく、政策に結びつけられるような協働の政策のテーブル作りという観点なんかも、視点としては踏まえられるといいのではないかとというふうに思いましたので、今年度についての予算と内容についてももう少し複数年度の展開として、可能であれば2年ぐらいかけて取り組めると、新しいプラザのオープンに向けてそういったものを土台にしながら、ハードとソフトとこういったツールも併せもって、そこから関わる人たちとさらに、地域の活動を生み出していくところですね。今日傍聴に来ている若い世代の皆さんに参画していただけるような、そういう興味関心をもって見ていただけるようなもので作ればよいのではないのかなと思います。

研究者の方もいらっしゃいますので、そういった皆様の知見や情報を寄せていただけるよ

うな、そういった観点での改訂版の作成の視点があると、希望をもって取り組めるのではないかと改めて感じました。

（高浦会長）

ありがとうございます。単年度のみならずという視点で、事例ベースであって、オンラインで開示できるようなコンテンツであれば、毎年事例を組み替えていくことを見据えた運用もあり得るかと思います。基本的な手引き、どういうステップで協働していったらよいかについては、リーフレットの的なものを作るにせよ、事例も重要視されるということでありましたので、それぞれのタイミングに応じて、資金調達も新しい手法がどんどん生まれていますので、今後も改訂しやすいようなものを作るか、最初からオンラインコンテンツで作る方向でもいいのかもしれませんが、はい、森川委員さん。

（森川委員）

マニュアル自体の用途のイメージについてですが、せっかく整えていいものができてもやはり使われないと意味がないと思います。例えば、オンラインでコンテンツが上がっているだけというよりは、行政職員向けのレクをする機会を想定しているとか、NPO と当事者の方という、ステークホルダーを広くという御意見もありましたが具体的にどういう人に向けて、どういうふうに使われていくように仕掛けるかという視点を持ちながら運営できるのかなと思いましたが、現時点で想定などはありますでしょうか。

（高浦会長）

これは他の支援メニュー、例えばプロボノのセミナー、チャレンジ事業や県職員、支援センターへの研修事業などと組み合わせて活用いただくような想定かと思いますが、いかがでしょうか。

（川部課長）

ありがとうございます。先ほども御説明しましたとおり 平成 17 年に作っておりますが、当時は、「NPO とはなんだろう」という時代だったと思いますので、基本的には県職員の NPO に対する理解促進ということで作成し、市町村にも展開して、行政職員向けのマニュアルということで活用してきた経緯がございますが、20 年経ち状況も変わってきておりますので、当然今回、新しく計画策定する際に市町村職員へのアンケートも取りましたが、まだまだ NPO に対する理解や協働が進んでいない状況でもありますので、一番としてはまずは行政職員に現状の NPO についてしっかり認識してもらいつつ、時代が変わって様々な資金調達や協働の事例が生まれてきておりますので、企業を含めた方々にも使っていただけるようなものにしていきたいという思いがあります。今いただいた御意見も含め、制度設計を詰めてまいりたいと考えております。

(佐々木委員)

リフ超学校の佐々木です。私が正解を持っていないので、お伺いしたい・確認したいところなのですが、「企業等」という記載があるので、企業その他いろいろな多様な主体があるというのは冒頭高浦会長がおっしゃり、皆様御承知おきのことと思うのですが、将来、サイボーグとかアンドロイドとかも入ってくる可能性もあるのかもしれませんが、とりあえず改訂の現在地として、協働の構図を何角形で捉えるかということについて確認したいのですが。私たちリフ超学校の研究チームでは市民・行政・企業の三角形で研究を進めていますし、名取市では教育機関や地縁組織を入れた六角形ぐらいの構図で考えているところもあります。

協働というものを観測する・実施する主体によって構図は変わってくると思うのですが、現状の県の想定は行政・NPO・企業等という形が現在地であって、それを業務委託する、公募する段階でその構図に固定してしまうのか、受託者の裁量にするのかという点をお伺いしたいのと、もう一点が平成 17 年から 20 年ぶりに改訂しますというところで、次回の改訂は定期的な何年ごとの改訂なのか、何年後、あるいは随時、社会情勢が変わってからとなるのか、わかる範囲でお聞きしたいです。

(川部課長)

構図につきましては、企画提案する人の側に立ちますと、ぼやけた仕様書ですと提案するのにも苦慮すると思いますので、ある程度しっかり整理して募集をかけたいと思っております。

改訂については、6 次計画の中にも「行政と NPO の協働マニュアルを活用して、協働しやすい環境づくりを進めます」と書いてあるのですが、そのマニュアルが古いという状況がありますので、だいぶ前からマニュアルの改訂についてはこういった場でも御意見をいただいていたと思うのですが、なかなか手をつけられなかったというのが実情だと思います。今回は 20 年ぶりに更新を行います、今後どうするかについては、時代の変化とともに改訂するタイミングがあれば、適時対応していくことが必要だと思いますので、また 20 年後ということではなく、必要に応じて手をつけられるようにしていきたいなと思っております。

(佐々木委員)

ありがとうございます。

(高浦会長)

齊藤委員さんも是非。

(齊藤委員)

齊藤です。震災の状況変化に関する記述についてですが、平時の協働についてのマニュアルなのか、緊急時についても含めるのかで、作成のプロセスが変わってくると思いますが、どうお考えでしょうか。それに付随して、このマニュアルは宮城県の予算でということにな

るので、県内の方々向けになると思うのですが、震災の文脈が入ってくると、他の自治体にも参照できるようなものを宮城県が提案できる話でもあるのではないかという観点も、マニュアル改訂で実施するかどうかという話がありますが、あると思います。

また、議事1の絆力の予算から新しい予算にという話と、プロボノについてもですが、件数の当初の目標が達成できた、予算がいくらからいくらになったという話は、ひとつわかりやすい情報としていただけて助かるのですが、次の打ち手をどうするかということを考えると、その件数の中で何が起きていて、どういう課題があって、何が達成されたのかという質的な情報が合わせてあると、議論がさらに深まると感じました。

(高浦会長)

ありがとうございます。次回の議題を提示する際に、そうした定性的な評価も、もし可能でしたら事務局の側からお願いしたいです。平時のものか緊急時のものかという点では、復興の現在の状況に合わせた形になると思いますが、広い視野・時間のスパンでとらえれば、震災からの危機的状況からの復旧、復興というところで、復興支援団体などがどのように協働を進めてきたかという知見は、他の自治体にとっても大いに参照いただけるものになると思いますので、復興途上の知見もぜひ反映いただければと思っております。

かなりお時間を超過しておりますので、この辺で一度クローズさせていただきます。非常に活発な御議論、ありがとうございました。以上で議事終了いたします。

4 閉会

(司会)

どうもありがとうございました。本日の議事につきましては、以上となります。次回の促進委員会につきましては、来年2月上旬に開催させていただきたいと存じます。引き続き、本県の民間非営利活動促進のために御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして、令和8年度第1回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。